

	No	国の 予算 年度	種	地方 単独 事業	エネルギー・食料 品価格等の 物価高騰の 影響を受け た生活等 に対して事 業の効果が 顕著な点	臨時の措置であ ることが分かる 事業名称として いる	交付対象事業の名称	経済対策との関 係	対象外経費 に該当交付 金を充当し ていない	推進事業メ ニュー	③を選択した場合、より効果があ ると考える理由	総事業費	A					特定事業者 等支援	個人を対象 とした給付 金等	基金	事業 期間	事業 期間	成果目標（可能な限り定 量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP、広報誌な ど）	備考1 （重点支援地方交 付金の追加を踏 まえた各府庁の 通知の発出状況 に定義されてい る対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算 区分				
													総事業費	B															C			
														交付対象経費	B 1	B 2	B 3													B 4		
															国の経補正予算分 （交付限度額①） （推進事業メニュー 分）	国の経補正予算分 （交付限度額②） （低所得世帯支援特 分） 給付費	国の経補正予算分 （交付限度額③） （低所得世帯支援特 分） 事務費													国の経予備費 （交付限度額④） （給付金・定額減税 一律支援特分） 給付費	国の経予備費 （交付限度額⑤） （給付金・定額減税 一律支援特分） 事務費	国の経予備費 （交付限度額⑥） （給付金・定額減税 一律支援サービス 分）
合計													186,674	174,098	15,970	116,830	520	40,200	578	-	12,576											
※併記止の 対象部門	住民税均等割非課税世帯 への支援 （低所得特）	1	R5.補正	低所得	○	○	○	（物価高騰対策）西郷村緊急 生活支援給付事業（2次追加 給付）【物価高騰対策給付 金】	1. 物価高から国民 生活を守る	○	—	117,350	117,350	-	116,830	520	-	-	-	-	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うこと で、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 1669世帯×70千円 事務費 520千円 事務費の内容（需用費（事務用品等） 役務費（郵 送料等）として支出） ④R5年度分の住民税非課税世帯（1669世帯）	-	○	-	R5.12	R6.3	対象世帯に対して令和5年12 月までに支給を開始する	ホームページ等	対象分野に関連し ない			R5補正（地）
	住民税均等割のみ課税世 帯への支援 （一律給付）	2	R5.予算	一律支援	○	○	○	（物価高騰対策）R5住民税 均等割のみ課税世帯給付事 業【物価高騰対策給付金】	1. 物価高から国民 生活を守る	○	—	30,710	30,710	-	-	-	30,400	310	-	-	①電力・ガス・食料品等の価格高騰により生活に影響を受けている世 帯のうち、非課税世帯を除く低所得世帯の負担軽減を図ることを目的 とする。 ②交付金（給付金・差額費・償還費） ③対象世帯：255世帯 支給額：1世帯あたり100,000円 ④対象世帯：令和5年度住民税均等割のみ課税世帯	-	○	-	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和5年2 月までに支給を開始する	ホームページ等	対象分野に関連し ない			R5補正（地）
	こども加算 （一律給付）	3	R5.予算	一律支援	○	○	○	（物価高騰対策）R5低所得 の子育て世帯加算給付事業 【物価高騰対策給付金】	1. 物価高から国民 生活を守る	○	—	10,068	10,068	-	-	-	9,800	268	-	-	①物価高騰の影響を受けている住民税非課税世帯及び均等割のみ 課税世帯への給付加算として、低所得の子育て世帯の負担軽減を図 ることを目的に給付金の支給を行う。 ②給付金及び事務費 ③対象世帯：255人、支給額：1人あたり50,000円 ④対象世帯：令和5年度住民税非課税及び均等割のみ課税世帯の18 歳以下の児童	-	○	-	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和5年2 月までに支給を開始する	ホームページ等	対象分野に関連し ない			R5補正（地）
	新たに住民税非課税等とな る世帯への支援 （一律給付）	4										-	-	-	-	-			-													
	調整給付 （一律給付）	5										-	-	-	-	-			-													
	給付支援サービス （一律給付）	6										-	-	-	-	-			-													
	住民税均等割非課税世帯 等への支援に係る本体分 の事業費	7										-	-	-	-	-			-													
	住民税均等割のみ課税世 帯への支援に係る本体分 の事業費 （上乗せ1・事務費）	8										-	-	-	-	-			-													
	住民税均等割非課税世帯 等への支援分の事業費 （上乗せ2・推定分）	9										-	-	-	-	-			-													
※併記止の 対象部門		10	R5.補正	推進事業	○	○	○	（物価高騰対策）米消費拡大 推進事業（子育て応援米支 給）	1. 物価高から国民 生活を守る	○	②エネルギー・ 食料品価格等 の物価高騰に 伴う子育て世 帯支援	14,321	7,000	7,000						7,321	①市内の子育て世帯に対して、西郷村産米を供給する事により物価 高騰の影響から子育て世帯を応援し、併せて米の消費拡大促進によ り市内米相定家の支援を図るもの。 ②お米引換券交換枚数×4,100円（消費品費） ③西郷村産米10kg（4,100円）×3,644名＝米消費品費200,000円 ④（1）平成17年6月1日から令和5年10月1日（以下基準日とい う。）までの間に出生した児童で、住民基本台帳に（令和4年10月1 日現在）第6期に規定する西郷村の住民基本台帳に登録されている者 （2）前項に規定する対象者以外の者で、基準日から令和5年2月29 日までの間に出生し又は出生により西郷村の住民基本台帳に登録 した18歳以下の者 ※その他財源7,321千円はすべて一般財源。	-	-	-	R5.11	R6.3	市内の子育て世帯（約2,000 世帯（子供数約3,400名））に 子供一人当たり西郷村産米 10kgを支給	HP、広報誌等	農林水産・食品分野			R5補正（地）
		11	R5.補正	推進事業	○	○	○	（物価高騰対策）西郷村畜産 緊急支援対策事業	1. 物価高から国民 生活を守る	○	⑤農林水産業 における物価 高騰対策支援	3,785	3,000	3,000						785	①飼料等の価格高騰により、乳牛生産者が7戸を続け、肉用牛生産 者の経営が厳しさを増しており、畜産の発展継続や生産意欲の向上 を目的に畜産農家の支援を図るもの。 ②飼料費補助（840頭）×4,500円（補助金） ③飼料費補助（840頭）×4,500円＝事務手数料15,000円 ④市内に住所を有する個人又は法人で、乳牛や肉用牛及び子牛の 飼育等により生計を営んでいる者 ※その他財源785千円はすべて一般財源。	-	-	-	R5.12	R6.3	市内の畜産農家（11農家）が 飼養する約840頭に1頭1頭 当たり94,000円を交付	HP、広報誌等	農林水産・食品分野			R5補正（地）
		12	R5.補正	推進事業	○	○	○	（物価高騰対策）西郷村緊急 生活支援給付事業（追加給 付）	1. 物価高から国民 生活を守る	○	⑦エネルギー・ 食料品価格等 の物価高騰に 伴う低所得世 帯支援	10,440	5,970	5,970						4,470	①電力・ガス・食料品等の価格高騰により生活に影響を受けている世 帯のうち、住民税非課税世帯等に対する負担軽減を図ることを目的と する。 ②交付金（給付金） ③対象世帯：1,740世帯 支給額：1世帯あたり10,000円 ④対象世帯：令和5年度分住民税非課税世帯 （令和5年4月1日時点で西郷村に住民登録がある世帯） ※その他財源は、県補助4,000千円、一般財源481千円。 ※県補助は福島県物価高騰対策による低所得世帯生活支援事業補助 金。	-	○	-	R5.9	R6.3	給付率100%	対象者への通知	対象分野に関連し ない			R5補正（地）